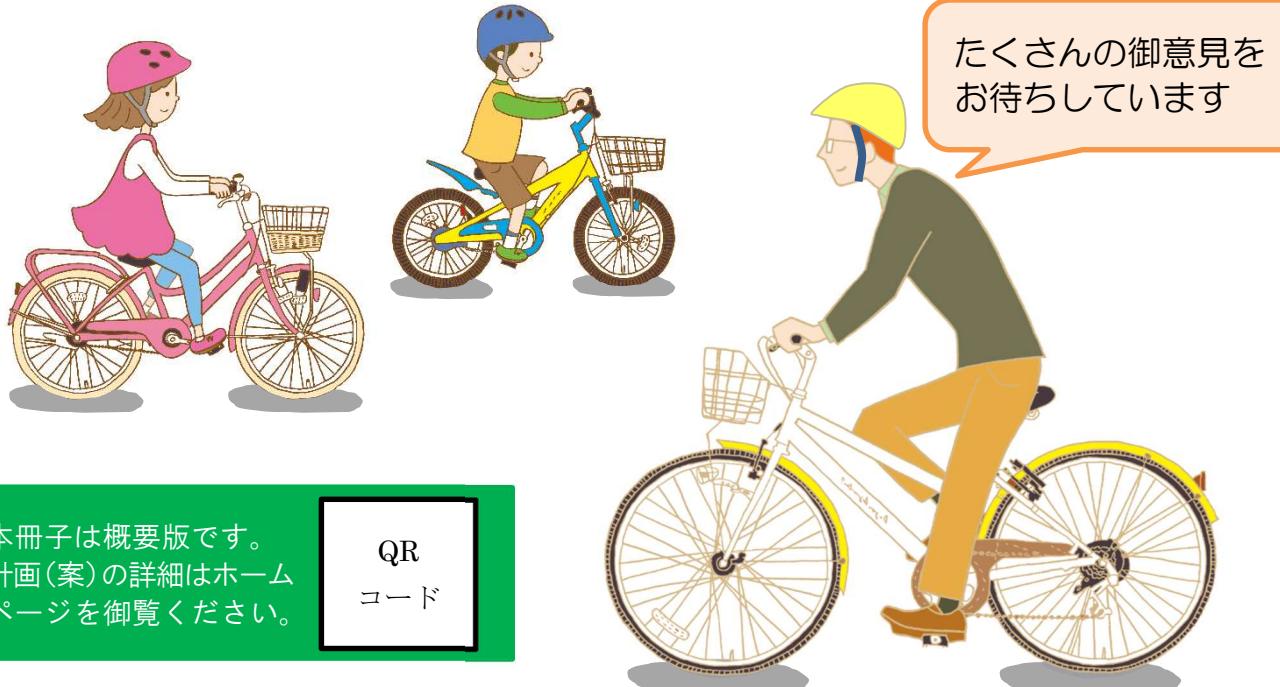


市民の皆様からの御意見を募集します！

京都市自転車総合計画 2025(案)

募集期間:令和3年7月●日～8月●日



本冊子は概要版です。
計画(案)の詳細はホームページを御覧ください。

QR
コード

御意見の提出方法

次のいずれかの方法により御提出ください（様式自由）。

QR
コード

問合せ先（御意見の提出先）

京都市建設局自転車政策推進室

住所：〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

電話：075-222-3565 FAX：075-213-0017



- ・ お電話での御意見は受け付けておりませんので、あらかじめ御了承ください。
 - ・ お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はできません。
 - ・ いただきました御意見等は、意見募集の終了後に、御意見等の概要を取りまとめ、ホームページで公表します。
 - ・ 意見募集等で収集した個人情報につきましては、「京都市個人情報保護条例」に基づき適切に取り扱い、他の目的に利用することは一切ありません。

これまでの取組

1 京都市の自転車施策の経過

自転車は、くらしに欠かすことのできない、利便性・機動性に優れた移動手段です。

しかし、利用者の増加に伴い、一部の地域において大量に放置されるようになり、また、自転車利用者のルール、マナーについても社会的な問題となりました。

このため、京都市では、市民や警察等の関係機関と連携し、放置自転車対策やルール、マナーの啓発に取り組み、その結果、放置自転車台数や自転車事故件数は大きく減少しました。

しかし、更なる安心・安全対策が求められていたことや、自転車走行環境の整備、万一の事故に対するセーフティネット等の課題があったことから、平成27年3月に、「京都・新自転車計画」を策定し、市民や関係機関等と連携し、対策を総合的に推進してきました。

2 京都・新自転車計画の取組内容

(1) 自転車走行環境の整備

歩行者の安全を第一とし、自転車利用者が車道の左側を走行しやすいよう、整備手法を定めた「京都市自転車走行環境整備ガイドライン」を策定し、矢羽根マークを主とした自転車走行環境の整備を進めています（令和3年3月末で180.0km）。



図 矢羽根マークによる整備

(2) ルール、マナーの啓発

子どもから高齢者までのライフステージ別に、自転車安全教室等で教える内容を取りまとめた「京都市自転車安全教育プログラム」を策定し、警察や教育機関等との連携の下、体系だった自転車安全教育・学習を実施しています。

(3) 自転車保険加入の推進

近年の自転車事故での高額賠償事例を受けて、被害者の救済と加害者の経済的負担の軽減のため、平成30年度に一般の自転車利用者の自転車保険の加入を義務化しました。令和2年度の保険加入率は、86.4%に達しています。

(4) 駐輪環境の整備と放置自転車対策の推進

令和3年3月末現在、市内では267箇所の駐輪場が運営されており、これ以外にも商業施設等に規模に応じて、駐輪場の設置を義務付けることにより、駐輪環境は大幅に改善しました。また、放置自転車の防止啓発や撤去に取り組んできた結果、令和2年度の1日当たりの放置自転車台数は、ピーク時（昭和60年度）の200分の1以下に減少しています。

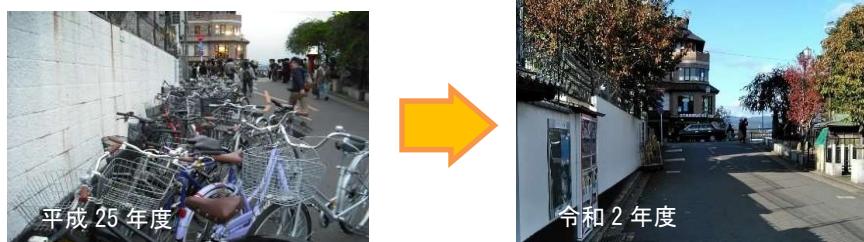


図 放置自転車状況の変化（三条大橋西詰）

(5) その他の関連施策の推進

ルール、マナー等を観光客に対し啓発している優良なレンタサイクル事業者の取組を支援するため、「京都市レンタサイクル事業者認定制度」を創設し、安心・安全な自転車観光を推進するための取組を進めています。

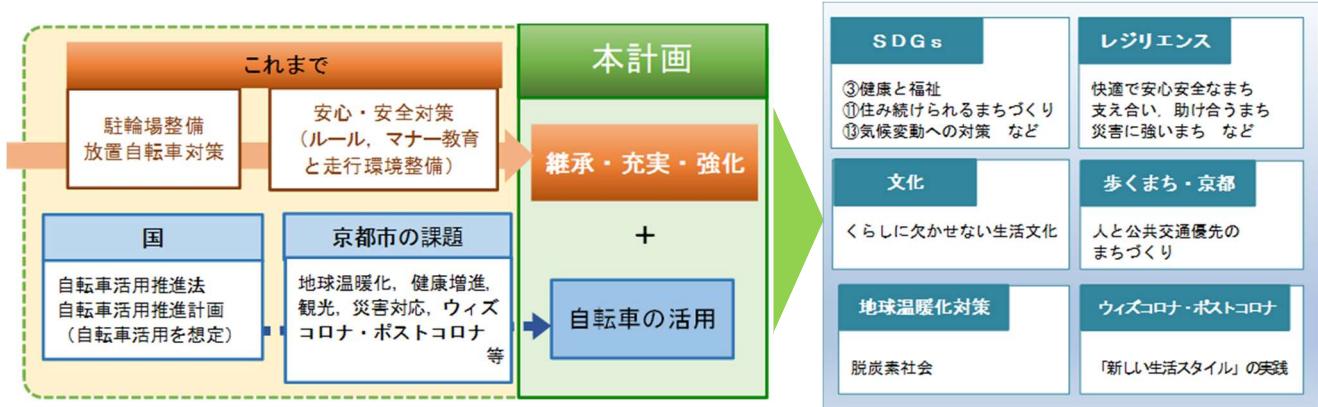
京都市自転車総合計画 2025(案)の基本的事項

1 基本的な考え方

これまで、「京都・新自転車計画」の下、市民や関係機関等の協力を得ながら施策に取り組んできた結果、自転車の安心・安全対策や放置自転車対策等において着実に成果が出るなど、京都市の自転車利用環境は大きく向上してきました。

一方、自転車は、単なる移動手段というだけでなく、環境への負荷の低減や健康の増進をはじめ、様々な課題への活用が期待されています。そして、近年の京都市を取り巻く状況を見ると、SDGsやレジリエンスの取組推進、「歩くまち・京都」の推進、地球温暖化対策、ウィズコロナ・ポストコロナにおける「新しい生活スタイル」の実践等、多くの課題があり、これらの解決のために多様な形で対応していくことが重要となっています。

これらの状況を踏まえ、本計画では、これまで効果を上げてきた安心・安全対策や放置自転車対策等を継承し、充実強化を図るとともに、京都市を取り巻く状況を受け、様々な観点から自転車の活用を推進することにより、自転車利用者も歩行者等も、安心・安全に行き交うことができ、自転車を通じて生活を更に豊かにできるまちづくりを目指すこととしています。



2 コンセプト

「自転車共生都市・京都」の実現 ~自転車でつながる、ひと・まち・くらし~

「自転車共生都市・京都」として、次のようなまちの実現を目指します。

安心・安全

自転車のルール、マナーを学び、守り合い、道路を正しく使い合うことにより、安心して心地よく行き交えるまち

豊かな生活

利便性・機動性に優れ、健康的で環境にもやさしく、歴史や文化、自然を感じることができる自転車を生かし、生活の質を高め合うことができるまち

3 計画期間

令和3年度～令和7年

4 計画の対象範囲

京都市域全域

5 計画の位置付け

本計画は、京都市基本計画の分野別計画であり、「歩くまち・京都」総合交通戦略を上位計画とします。また、自転車活用推進法第11条に定められた「市町村自転車活用推進計画」として策定します。

京都市自転車総合計画 2025(案)の構成と推進施策

「自転車共生都市・京都」を実現するため、3つの柱に沿って、施策を展開します。

柱1

「ひと」との共生 ~ルール、マナーを学び・守り合う~

安心・安全に自転車に乗るための自転車安全教育・学習を充実させ、子どもからお年寄りまで、住む人も訪れる人も、誰もが自転車利用のルール、マナーを学び、守り合うことのできる社会の実現を目指します。

現状の課題

- ・自転車事故は、自転車側に何らかの法令違反が認められることが多く、ルール、マナーを学べる環境を更に向上し、効果的な安全教育・学習を実施していく必要があります。
- ・京都市は、人口に占める大学生の割合が政令指定都市の中で最も高く（約1割）、大学生が第1当事者となる自転車事故が、他の年齢層に比べ最も高くなっています。大学生に対し、ルール、マナーの啓発を強化する必要があります。
- ・京都市では、交通手段として自転車が使われる割合が高く、通勤時の事故防止のためにも、企業との連携を拡大していく必要があります。また、フードデリバリーサービスの広まりを受け、業界との連携による自転車配達員に対するルール、マナーの啓発が必要です。
- ・観光客の自転車利用に関して、安心・安全な市民生活を守るためにも、ルール、マナー対策の充実が必要です。

推進施策1 ライフステージやニーズに応じた自転車安全教育・学習の推進

学校や警察をはじめとした関係機関と連携するとともに、サイクルセンター（令和3年4月に大宮交通公園内にオープン）を自転車安全教育・学習の拠点として活用し、ライフステージやニーズに応じた自転車安全教育・学習を推進します。

- ・誰もが自転車に気軽にふれあい、ルール、マナーを学べる機会の創出
- ・ライフステージに合わせた自転車安全教育・学習の実施
- ・多様なニーズに応じた自転車教室の実施

推進施策2 自転車の安心・安全な利用環境づくりの推進

地域等との連携やイベント等、あらゆる機会を通じ、自転車のルール、マナーに関する周知啓発や自転車保険の加入の徹底など、自転車の安心・安全な利用環境づくりを進めます。

- ・大学との連携によるルール、マナーの啓発
- ・企業やフードデリバリー業界との連携によるルール、マナーの啓発
- ・自転車保険加入義務化に伴う加入の徹底 等

推進施策3 観光客の自転車利用ルール、マナーの向上

観光客の自転車利用ルール、マナーの向上を目的に、関係機関、事業者と連携の下、啓発等の取組を強化します。

- ・レンタサイクル事業者等との連携による自転車利用ルール、マナーの啓発
- ・広報媒体や宿泊施設等を通じた外国人観光客への周知啓発

柱2

「まち」での共生～道路を正しく使い合う～

安心・安全で快適な自転車走行環境の整備や駐輪ニーズに応じた適切な駐輪環境の整備等により、歩行者、自転車、自動車などの道路利用者が、道路を正しく使い合うことのできる社会の実現を目指します。

現状の課題

- ・ 自転車走行環境の整備は、都心部等を中心に重点地区を定め、面的な整備を実施してきました。今後は、自転車利用状況等を踏まえ、重点地区外への整備の拡大が必要となっています。
- ・ 効率的な自転車走行環境の整備を行うため、路面表示のコスト低減など、整備効果等を踏まえた整備方法を検討する必要があります。
- ・ 既存駐輪場を有効に活用するため、空き情報等の情報発信等を充実するとともに、利便性の向上を図っていくことが必要です。
- ・ 放置自転車台数は、大幅に減少していますが、依然として一部のエリアには自転車が放置されています。引き続き、放置自転車への対応が求められています。

推進施策4 自転車走行環境の整備

自転車が安心・安全、快適に走行できる走行環境を整備します。

- ・ 矢羽根マーク等による自転車走行環境整備の新たな箇所での実施
- ・ 自転車走行環境整備の効果検証
- ・ 効果や効率性の観点からの矢羽根マークの路面表示手法等の見直し等

矢羽根マークは、自転車に乗るときに車道の左側を安全・快適に走行できるよう、車道の路面上に、走る場所と方向を示したものだよ



推進施策5 駐輪環境整備及び放置自転車対策の推進

駐輪ニーズに応じた適切な駐輪環境の整備や既存駐輪場の有効活用を行います。あわせて、放置自転車対策により、歩行者等の安心・安全な通行環境を確保します。

- ・ 駐輪場整備の推進
- ・ 小規模分散の駐輪需要への対応
- ・ 放置自転車の防止に向けた啓発及び撤去の実施
- ・ 市営駐輪場の機能向上
- ・ 情報発信の充実等による駐輪場利用の促進等

柱3

「くらし」での共生～生活の質を高め合う～

環境問題や健康増進、観光振興、災害対応、そしてウィズコロナ・ポストコロナにおける「新しい生活スタイル」の実践など、多様な場面で自転車の活用策を展開し、市民が生活の質を高め合うことのできる持続可能な社会の実現を目指します。

現状の課題

- ・ 自転車は、公共交通や徒歩を補完する重要な交通手段です。「新しい生活スタイル」の実践にも対応する、公共交通や徒歩とかしこく組み合わせた快適な移動環境づくりのために、自転車を更に活用していく必要があります。
- ・ 歴史や文化、自然を肌で感じることができ、観光地を効率的に巡ることができる自転車観光を推進するとともに、観光客の自転車利用のルール、マナーの遵守に向け、啓発の強化が必要です。
- ・ サイクリングをはじめとした、自転車の楽しさが実感できる環境の充実が求められています。
- ・ 環境にやさしく機動性に優れているという自転車の特性を生かし、健康増進や環境、災害対応等の様々な分野において、自転車の活用が期待されています。

推進施策6 環境にやさしく快適な移動環境づくり

環境にやさしく、「新しい生活スタイル」の実践にも資する快適な移動環境づくりに関する取組を実施します。

- ・ 公共交通を補完するシェアサイクル等の推進
- ・ 自転車通勤等の情報発信の実施

推進施策7 健康増進のための自転車の活用

市民の健康増進のため、サイクルスポーツの推進や自転車の健康利用に関する情報発信等の取組を実施します。

- ・ 市民に身近なサイクルスポーツの推進
- ・ 障害のある人も自転車を体験できる環境づくり
- ・ 自転車による健康教室等の実施

等

推進施策8 安心・安全な自転車観光の推進

密になりにくいサイクリングの情報発信や観光客へのルール、マナーの啓発等、安心・安全な自転車観光に関する取組を実施します。

- ・ 自転車観光の魅力発信及びルール、マナーの啓発
- ・ 広域的なサイクリングルートの設定
- ・ 自転車ラックの設置等によるサイクリング環境の整備

等

推進施策9 災害対応を視野に入れた自転車の活用

相次ぐ自然災害の教訓を踏まえ、しなやかで強靭なレジリエント・シティの実現に向け、災害発生時に備えた自転車の活用方法を検討します。

- ・災害対応を実施する際の自転車活用

推進施策10 その他関連施策

自転車に関する総合的な情報発信を充実していくほか、IoT等を活用した自転車利用実態等のデータ収集の手法の研究や自転車の再利用等の拡大の検討を進めています。

- ・総合的な情報発信の充実
- ・自転車利用実態等のデータ収集の手法の研究
- ・自転車の再利用等の推進

京都市自転車総合計画2025(案)の取組の評価・点検等

本計画に掲げた施策の取組による効果を把握するため、以下の評価指標を設定し、施策の進捗の確認を行うとともに、進捗状況については、京都市自転車政策審議会に報告し、評価・点検等を行うことにより、計画の着実な推進を図ります。

評価指標

指標名	基準となる数値	目標値
自転車がルールやマナーを守って安心・安全で快適に利用されていると感じる市民の割合	未測定	前年度から上昇
自転車損害保険等への加入率	86.4% (令和2年度)	100% (令和7年度)
車道左側通行をする自転車利用者の割合	45% (令和2年度)	50% (令和7年度)
自転車事故件数	668件 (令和2年)	520件 (令和7年)
健康増進や観光振興等、多様な場面で自転車が活用されていると感じる市民の割合	未測定	前年度から上昇



自転車のチャーリー

自転車は移動に便利なだけでなく、そのほかにもいろんなメリットがあるんだね



クルマ先輩

自転車に関する取組への御意見、お待ちしています！

京都市自転車総合計画 2025（案）に関する市民意見募集 意見応募用紙

■ 送付先

〒604-8571 京都市建設局自転車政策推進室 【住所不要】

FAX : 075-213-0017 電子メール : jitenshaseisaku@city.kyoto.lg.jp

※御意見を取りまとめる際の参考としますので、差し支えなければ該当する項目に○を付けてください。

年齢 : ①20歳未満 ②20歳代 ③30歳代 ④40歳代 ⑤50歳代 ⑥60歳代 ⑦70歳以上

性別：①男性 ②女性 ③（ ）

区分 : ①京都市内在住 () 区 ②京都市内に通勤・通学 (市外在住) ③ ②以外の市外在住

自転車の利用頻度：①毎日利用 ②週に5~6日利用 ③週に3~4日利用 ④週に1~2日利用

⑤それ以下の頻度

自動車の日常的な運転：①有 ②無

■ 御意見記入欄



この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ

発行：京都市建設局自転車政策推進室

令和3年7月 京都市印刷物(●●●●●号)